

「第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画（案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和4年3月28日

宮城県では、「第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画（案）」について、令和4年1月20日から令和4年2月18日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、7人から貴重な御意見・御提言を頂きました。

頂きました御意見等につきましては、この要綱策定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

頂きました代表的な御意見等に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

箇所	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
第2	<p>指定期間が令和6年10月31日までとなっている「南郷鳥獣保護区」について令和4年度に解除する根拠及び集団渡来地という指定期間が消滅した根拠が不明であり、解除の方針には反対である。</p> <p>当該区域では鳴瀬川（木間塚橋付近）や角柄堤などの水域をねぐらとするハクチョウ類が多く採食するほか、積雪期にはガン類も採食場として使用している地域であり、集団渡来地として現在の指定期間に該当していると考えられる。</p> <p>根拠が不明である場合には、モニタリング調査を行い、知見を蓄積した上で判断することを望みます。</p> <p>（類似 他1件）</p>	<p>当該地区は、昭和39年の指定当時にため池（棹指沼）が存在していたことからガン類の集団渡来地になり得るとして指定したものであり、前回の平成16年更新の際にはため池は消失していたものの、餌場としての利用が見られたため、区域を縮小の上更新したものです。</p> <p>当計画案策定にあたって、県職員等が定期的に当該区域を巡視し、ガン類やハクチョウ類の生息状況を確認いたしました。</p> <p>その報告を踏まえ、再度検討した結果、餌場としての利用が見られるものの周辺の可猟区域も同様に餌場として利用されており、鳥獣保護区として残す特段の理由がないこと、ため池の消失により集団渡来地としてねぐら利用される可能性が今後もないことから、地元自治体との調整の上、指定期間消滅で当該区域の指定解除を行う方針としたものです。</p> <p>しかしながら、宮城県自然環境保全審議会及びパブリックコメントの意見も踏まえ、令和4年度での解除は見送ることとし、モニタリング調査等も行いながら、令和6年度の期間満了後の取扱いについて引き続き検討してまいります。</p>
第2	<p>以下の地区を鳥獣保護区にすることを求めます。</p> <p>①鳴瀬川 野田橋上流一鳴瀬川中流堰 間 ②鳴瀬川 木間塚橋上流部 ③迫川 十五貫橋一二ツ屋橋 間 ④旧北上川 佳景山付近蛇行部</p> <p>これらの地区は各種調査により、ガン類の安定したねぐらとなっていることが明らかとなっている。しかし現在は可猟区となっており、同地区での銃猟によりガン類の生息が脅かされる可能性が高い。13次計画では新規指定計画となっていないが、同地区の重要性を再認識し、計画に追加してほしい。もし困</p>	<p>①から④の区域については、現在指定猟法禁止区域（鉛製散弾）に指定されており、鉛製散弾による銃猟は禁止されています。</p> <p>また当該区域は住宅がある程度密集しているため、空気銃弾のような、鉛製散弾以外の弾を使用した銃猟も行うことが難しい地域となっております。このため現状において当該区域での銃猟は困難であると思われるため、銃猟によってガン類の生息状況を脅かす事態に陥る可能性は少ないと思われます。</p> <p>一方、ガン類が当該区域を安定的にねぐら利用しているため、今後とも渡り鳥の飛来状況を注視し、地元の意見を踏まえながら、当該区域の取扱いについて検討してまいります。</p>

	<p>難な場合は5年後の14次計画を待つことなく、地元市町村との調整を速やかに開始し、早急に保護区に追加することを望みます。</p>	
第4	<p>計画案にある「捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的見地からは鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する」という部分について2点意見がある。</p> <p>①現在牡鹿半島にのみ鉛製ライフル弾の規制をしているが、希少猛禽類は三陸沿岸に広く分布しているため、当区域に限定する必要はないのではないか。</p> <p>②北海道では、鉛弾を全面禁止としているが、宮城県においても、北海道並みの規制に踏み切るべきではないのだろうか。</p>	<p>当県では、猛禽類の鉛中毒を防止するため、ニホンジカの捕獲にライフル銃を使用することが多い牡鹿半島地域で鉛製ライフル弾の使用を禁止しているほか、水鳥の鉛中毒を防止するため、県内の主要な河川、湖沼、ダム及びため池で鉛製散弾の使用を禁止しています。</p> <p>また、鉛製弾の使用等については、環境省から令和3年9月に「2030年度までに我が国における鉛製散弾に起因する鳥類の鉛中毒発生をゼロにすることを目指し、2025年度から全国的な鉛製散弾の使用規制制度を段階的に導入できるよう作業を進めていく」方針が示されたことから、国の動向も踏まえながら、当県における鉛製弾の規制を検討してまいります。</p>
第8	<p>宮城県には伊豆沼・内沼をはじめとしたラムサール条約登録湿地など、豊かな自然環境と多様な生態系があるにも関わらず、人間と鳥獣が共存していくために必要な鳥獣保護センターが設置されずにきたことは非常に残念である。怪我をした鳥獣の救助や保護、啓蒙活動及び専門家の育成拠点となる鳥獣保護センターは宮城県の貴重な財産となるので、設立をお願いしたい。</p> <p>(類似 他2件)</p>	<p>鳥獣保護センターについては、他県の整備事例も参考に検討を行っているところですが、獣医師等専門職員の確保や施設の整備・運営に要する財源の確保などの課題があり、早急な整備は困難であるものの、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、野生鳥獣の傷病救護については、県が協力要請している動物病院等の救護機関による治療・介護のほか、県が委嘱するアニマルレスキュー隊員等による一時保護や療養により対応してまいります。</p>